資料２

太陽光発電事業の環境影響評価条例追加方針について

１．国の基本的な考え方

* 環境保全上の懸念など様々な問題が全国的に顕在化していることから、全国的な技術的水準を示すため、既に環境影響評価法対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しい大規模な事業は対象に追加。（令和２年４月１日施行）

⇒ 第１種事業：発電出力４万kW（面積100ha相当）　第２種事業：３万kW

* 法対象未満の事業は各地方公共団体の実情に応じ、以下の基本的考え方により条例対象とするか判断する。
* 人為的影響が低い地域は、森林伐採や裸地化に伴う環境影響のおそれから、環境影響評価を行うべき。
* 施設敷地内等、人為的影響高い地域は、環境影響は小さいが、住宅地近隣設置の場合は、供用時の騒音等の観点から環境影響評価を行うべき。
* 面積の大小にかかわらず問題が発生していることから、法対象未満（条例がある場合は条例未満）の事業はガイドライン等を示し自主的で簡易なアセスを促す。
* 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」R2.3.31公表
* 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」H29.3策定
1. 府の方針

以下の状況により当面、太陽光発電事業について環境影響評価条例の対象への追加は行わない。

なお、今後、大規模な事業計画を誘導するなどの状況の変化があれば改めて条例への追加を検討することとする。

* 太陽光発電事業に対応する仕組みが構築されている。
* 森林法許可の対象となる面積50ha以上の開発行為は環境影響評価条例の対象であり、森林伐採、裸地化による環境影響のおそれには対応済み。
* 大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制＜大阪モデル＞や市町村条例により太陽光発電施設に関する地域環境の保全やトラブルを未然防止する仕組みが構築され、国・府・市町村が連携して対応している。
* 今後、府域で大規模な事業が計画される見込みが小さい。
* 条例対象に追加する場合に想定される面積50ha（2万kw）の対象となる事業計画はない。なお、特定の事業のみ対象規模を下げることは、事業間のバランスを欠く。
* FIT制度の動向から、今後、２万kW以上の大規模な事業が計画される見込みは小さい。
* 50ha以上の未利用地がある場合も、住宅地近隣では太陽光以外の付加価値の高い用途に利用されると考えられる。
* 臨海地域の未利用地の場合は、住宅地近隣ではないため、生活環境への影響は少ない。